

船橋市対外行事児童派遣費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市教育委員会が主催する体育大会（以下「大会」という。）に参加した児童が在籍する船橋市立小学校の校長に対して対外行事児童派遣費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年4月30日規則第50号、以下「規則」という。）に定めがあるものを除くほか、この要綱に基づき補助金を交付することにより、学校体育の振興及び向上を図ることを目的とする。

(交付の対象となる大会)

第2条 この補助金を交付する対象となる大会は、次に掲げるものとする。

- 1 春季市民大会及び秋季市民大会
- 2 夏季市民体育大会水泳競技の部
- 3 駅伝大会（試走を含む）
- 4 その他教育委員会が認める大会

(交付の対象となる人数)

第3条 交付の対象となる人数は、別表1に規定する数とする。

(交付の要件)

第4条 補助金の交付を受けることのできる者は、大会に参加した児童が在籍する学校の校長とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は補助対象経費の別表2に掲げる額とする。また、予算の定める範囲内において、選手又はマネージャーとして登録を義務付けられた児童が大会に参加するために要した交通費に相当する額とする。

- 2 交通費は、児童が在籍する学校から大会の会場まで最も経済的かつ合理的と認められる交通機関の往復運賃とする。（学生割引、団体割引、その他割引制度が利用できる場合は割引後の運賃）

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする校長は、船橋市対外行事児童派遣費補助金交付申請書（第1号様式）に交通費内訳書（第2号様式）を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付可否の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市対外行事児童派遣費補助金交付可否決定通知書（第3号様式）により、当該申請をした校長に通知する。

(交付決定の取り消し等)

第8条 偽りその他不正の手段により補助金を交付する旨の決定を受け、または補助金の交付を受けた校長があるときは、市長は、補助金を交付する旨の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部に相当する額を返還させるものとする。

附則

この要綱は、平成4年12月1日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成9年4月1日一部改正。

附則

この要綱は、平成10年4月1日一部改正。

附則

この要綱は、平成15年4月1日一部改正。

附則

この要綱は、平成25年4月1日一部改正。

附則

この要綱は、平成31年4月1日一部改正。

附則

この要綱は、令和3年4月1日一部改正。

附則

この要綱は、令和4年4月1日一部改正。

附則

この要綱は、令和5年4月1日一部改正。